## 令和2年

# 第1回廃棄物等処理問題特別委員会会議録

令和2年8月27日開会

柳泉園組合議会

#### 令和2年第1回

### 廃棄物等処理問題特別委員会会議録

令和2年8月27日 開会

#### 議事日程

- 1 陳情第1号 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工事監理に関する陳情
- 2 陳情第2号 柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情

1 出席委員

1番 野 島 武 夫 2番 三 浦 猛

3番 村 山 順次郎 4番 後 藤 ゆう子

5番 森 しんち 6番 稲 垣 裕 二

7番原 和弘 8番山崎美和

9番 清 水 ひろなが

2 関係者の出席

管理者 並木克巳

副 管 理 者 渋 谷 金太郎

副管理者 丸山浩一

助 役 鹿島宗男

会計管理者 渋 谷 千 春

清瀬市都市整備部長 南澤志公

東久留米市環境安全部長 下川尚孝

西東京市みどり環境部長 青柳元久

3 事務局・書記の出席

総務課長 横山雄一

施設管理課長 山田邦彦

技術課長 米 持 譲

資源推進課長 濱野和也

 書記
 近藤修一

 書記
 上里直樹

 書記
 八角秀亮

 書記
 田中佐知

午後 1時23分 開会

○委員長(山崎美和) 定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第1回廃棄 物等処理問題特別委員会を開催いたします。

○委員長(山崎美和) 当委員会に付託されました陳情は2件でございます。

まず、陳情第1号「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工 事監理に関する陳情」を議題といたします。

提出者は、東京都東久留米市南沢 5-13-12、川井満さんでございます。 まず、執行部より報告することはございますか。

○技術課長(米持譲) それでは、陳情第1号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理 事業・大規模補修、工事監理に関する陳情についての意見を述べさせていただきます。

陳情事項として、工事監理が適正であるかを解明してくださいというものでございます。 陳情趣旨では、会計法第29条の11第1項に定める必要な監督をする責務がある。発 注者の工事監理は、工事請負契約書に綴じ込みをした設計図書と工事が相違ないかを確認 する。修理修繕、補修工事では、施設の補修箇所を調査特定して工事内容を工事発注者が 定め、行うことになっている。工事監理を行う者は有資格者でなければならないとありま す。

まず、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業における大規模補修、更新工事等の内容につきましては、契約書、要求水準書に記載してございます。工事等の実施の際には、事前に事業者より工事仕様書、機器設計図及び施工計画書等の申請をいただいた後に、当組合が承諾することで実施しております。また、随時、工事モニタリングをしているため、設計図書と工事に相違がないかを確認することができております。大規模補修等の施工設備につきましても、要求水準書に記載しており、調査特定により実施時期の変更等をすることはございますが、当初予算時及び決算時にも議会に御報告しておりますとおり、実施

箇所についてはしっかり定めております。

最後に、工事監理の有資格者についてですが、工事等の実施に伴い、事業者は現場代理人、監理技術者等の有資格者を置くことになっておりますので、適正に配置しております。なお、会計法第29条の11第1項につきましては、国による会計法上の契約の適正な履行の確保についての条文であるため、当組合には該当いたしません。この長期包括運営管理事業につきましては、運営、補修業務まで含む包括業務であるため、当組合による工事監理の責務はなく、事業者により適切に行うことになっております。我々発注者としましては、事業の品質の確保、適正かつ確実な事業の実施について履行状況をしっかりモニタリングしているため、問題なく適正に実施しております。

以上、陳情に対する意見とさせていただきます。

- ○委員長(山崎美和) では、これより意見、質疑等をお伺いいたします。
- ○3番(村山順次郎) 工事監理が適正であるかという陳情でございますので、その点で 1点、お聞きをしたいと思います。

今ほどの御説明でもだいぶ分かったところがございますが、柳泉園クリーンポート長期 包括運営管理事業における大規模補修は、事業者が契約をつくり実施することとなってい て、要求水準書には安全対策や事故報告などについても規定がされているところでありま す。柳泉園組合は事業者からの報告を精査するとともに、現場調査なども行いながら、こ れらの工事が適正に実施されているかモニタリングをしているということでもあります。

このモニタリングが適正に行われているのか、事故など起こらないか、安定的な運営に支障がないかなどのモニタリング水準を引き上げる努力、こことともに、事業者の言いなりになってしまうのではないかという問題提起もしてまいりまして、組合の技術的水準、ここの引上げを求めてきたところであります。事業者による工事における安全対策、計画どおりに工事が実施されているかなどの点検、組合としてのモニタリングをよりよいものにしていくための取組などあれば、そこのところの御紹介をいただきたいというところです。長期包括契約によるクリーンポートの管理運営を実施する際に、この点については重ねて議論してきたところで、マンネリ化という言葉ではありましたけれども、柳泉園組合として事業者に対してはどう相対していくのかということは、課題の一つということで御答弁をいただいてきたところであります。というところですので、その点、一定御答弁されているとは思いますが、重ねてお聞きをしたいと思います。

○技術課長(米持譲) それでは、モニタリングについて御説明いたします。

モニタリングについては、履行状況を確認するため、申請書類、報告書等の確認から点 検、検査、立会い、監督等を行っているところでございます。

また、我々の中にも有資格者は多数おるのですけれども、資格の有無にかかわらず、施設の従事経験からモニタリングについては適切に実施しているところではございますが、令和10年度から運転業務も全面委託になります。そうすることに伴いまして、なかなかモニタリングが、議員のおっしゃるように大丈夫なのというところがございますので、現在、モニタリングチェックシートを作成して、より適正なモニタリングができるような形で取り組んでいるところでございます。

○3番(村山順次郎) 議会のやり取りとしてはそういう御答弁になるのかなと思います。一方で、長期包括契約になる前の段階でいえば、安定的な運営の面から、3基の焼却炉に共通する部分の故障などが起こったり、いろいろなことがあったといえばございました。長期包括契約になってから、本来交換するべきものをある意味先送りにしたことで支障が生じたとか、そういうことは今のところないわけですけれども、当然、結果的に何らかの事故が起こったり、稼動をストップせざるを得ない状況が生じたりということは、一義的には事業者の責任という部分はあるかと思うのですけれども、しかし結果的に市民に対して説明をし、それに対応しなければいけないのは柳泉園組合ということになるわけですね。ですので、事業者に対するモニタリングという手法を通してという形ではあるかと思うのですけれども、引き続き、一貫して柳泉園組合の職員さんたちの技術的な水準の維持、向上、言葉で言うとそういう言い方になるのですけれども、ここのところは人材の確保、人材の育成等々を通じて十全に図っていただきたいと思います。

前段の御見解のところで、現在、柳泉園組合で行われている大規模補修等の工事に対して、それがきちんと実行されているか等については、事業者において、またそれをモニタリングする柳泉園組合としてというところの取組は一定理解をするところであります。先ほど述べたところの取組については、引き続きよろしくお願いをして終わります。

○委員長(山崎美和) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(山崎美和) ございませんか。以上をもって質疑等を終結いたします。

採決に入る前に、本陳情に係る討論についてお諮りいたします。

討論につきましては、本会議の場で行うことといたしたいと思いますが、これに御異議 ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎美和) 御異議なしと認めます。よって、本陳情に係る討論は本会議で行うことに決しました。

これより陳情第1号「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、 工事監理に関する陳情」を採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○委員長(山崎美和) 挙手なしであります。よって、陳情第1号「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工事監理に関する陳情」を不採択することに 決しました。

○委員長(山崎美和) 続きまして、陳情第2号「柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情」を議題といたします。

提出者は、東京都清瀬市野塩1-360、阿部洋二さんでございます。

まず、執行部より報告することはございますか。

○総務課長(横山雄一) それでは、陳情第2号、柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情についての意見を述べさせていただきます。

まず、前段の(1)の中では、柳泉園組合は「請負を含む委託契約」というあり得ない 珍妙な説明をしていること、また議会の議決を必要としない委託契約として進めたのは議 会をだまそうとしてのものであると、当組合の釈明と議会による事実の解明を求めており ます。

当時の経過でございますが、当初、クリーンポート長期包括運営管理事業は委託契約であり、当組合が直接工事請負契約をすることがないという認識で事務を進めておりましたが、再度確認したところ、委託契約であっても、事業の内容に工事請負に該当する事業が含まれていることから、地方自治法第96条の規定に該当し議会の議決に付すべき契約であることが判明いたしました。そのため、急遽臨時議会を開催していただき、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約の締結についてを上程し、議決を得たところでございます。

また、誤った認識により議会及び市民の皆様に御迷惑をおかけしたことに対して、管理者による陳謝及び事務の責任者である事務局長の助役が責任を取り、給料減額をしたのが

経過でございます。

この長期包括運営管理事業は、運転管理である委託業務及び維持管理に係る補修や大規模補修などの工事請負業務が含まれている包括的な契約であることは当初から明確でございました。あくまで契約名義が委託であることから、事務局職員の誤った認識及び法解釈の認識不足により、議会等に御迷惑をおかけしたことは事実でございますが、議会をだまそうとしたことはございません。しかし、契約前に臨時議会で議決したことにより、契約手続及び法的には問題ないと認識しており、釈明することはございませんし、事実は事実としてはっきりしております。

なお、当該請求の内容につきましては、現在行われている裁判の中でも同様の内容を訴えておりましたが、第1審の判決では全て棄却されていることを申し添えます。

○技術課長(米持譲) 続きまして、(2)では、クリーンポート大規模補修に伴うコン サルティング業務委託内の柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務における発 注図書はどこに行ってしまったのかと説明を求めております。

まず、クリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託の柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務でございますが、これは柳泉園クリーンポートの延命化に向け、包括運営事業の一部として発注する大規模補修の内容について検討し、該当する工事に係る発注図書を策定することでございます。

次に、柳泉園長期包括運営管理事業アドバイザリー業務は、柳泉園クリーンポート運営に関して民間活力を導入する計画において、事前準備から事業契約締結までに至る一連の手続に必要となる事項について業務支援を行うものでございます。

なお、入札手続に係る書類作成の一つとして要求水準書(案)がございます。これは、 事業者が実施すべき施設運営、維持管理等の業務内容等において、本業務に求める条件等 を取りまとめ、書類を作成することにあります。したがって、柳泉園クリーンポート大規 模補修発注図書策定業務で作成した発注図書は、柳泉園長期包括運営管理事業アドバイザ リー業務の要求水準書(案)に取りまとめて作成しております。よって、陳情者の言って いるようなことはなく、発注図書は要求水準書に全て取りまとめられ、存在しております。

なお、このクリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託仕様書につきましては、今回の住民訴訟控訴事件の東京高等裁判所令和元年(行コ)第264号における第1回口頭弁論で、控訴人の追加証拠資料として提出されていることを申し添えます。

以上、陳情に対する意見とさせていただきます。

○**委員長(山崎美和)** それでは、これより意見、質疑等をお伺いいたします。

○3番(村山順次郎) 陳情に記載がございますクリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託、今の御説明で言えばその仕様書というのがあるということで、それを前提とした陳情になっていると私は読んでおりますが、こちらは議会のほうに提供されたことのない資料かなと感じております。仮に陳情の言うとおり、要求水準書と発注図書が別々に調製されるように読める、仕様書上そういうふうに読める記載があって、それが結果的には取りまとめて作成されたという御説明でしたから、一体のものとして作られた理由、そこのところを。前段で仕様書に、この仕様書を本来ならぜひ資料要求するべきだったかなと今思っておりますし、次回の定例会までで結構ですので御提供いただきたいなという希望も持ちますが、そこのところには実際どういうふうに書かれているのか。陳情にも一定指摘記述があるのですけれども、正確には読み取れないので、仕様書上、この要求水準書と発注図書をどういうふうに調製すると仕様書では書いていて、結果的には取りまとめられて作られたということなわけですから、それがどうして取りまとめられたのかというところ、理由のところを御説明いただきたいと思います。

私の認識としては、発注図書とか要求水準書とかってインターネットで検索しますと、発注図書一覧みたいな資料が出てきて、その中に要求水準書というのが含まれている場合とか、そういう事例もあるように感じております。発注図書という大きなグループの中の一つの項目として要求水準書というものが包含されているという用語の使い方、そういうところも少し見受けられるところであります。また、要求水準書については、今話題になっております臨時会で、参考資料ということでその抜粋でありますけれども、大部分提供されていて、目次などを眺めますと、発注図書というセクションがあって、ここが発注図書に当たる部分なのかなというふうに振り返って眺めてみたのですが、そういうふうにはなっておらず、ある意味、要求水準書全体が発注図書そのものだという理解も一部できるのかなと、そういうふうにも感じております。

その2点、お願いします。

○技術課長(米持譲) 発注図書の件になります。繰り返しになりますが、事業者が実施すべき施設運営、維持管理等の業務内容等において、本業務に求める条件等を取りまとめたものでございます。発注図書はそこに全て取りまとめておりますので要求水準書として存在しておるのですが、この取りまとめられました要求水準書については、長期包括委託審査委員会において検討、審査等をされた経過を通して最終的に作成されますので、当然、

業務委託として問題なくまとまった形であるというものでございます。

[傍聴席より発言あり]

- ○6番(稲垣裕二) 委員長、注意してください。
- ○委員長(山崎美和) 傍聴者は静粛にお願いします。

[傍聴席より発言あり]

- ○6番(稲垣裕二) 静かにしてもらえませんか。
- ○技術課長(米持譲) 村山委員、もう一度お願いできますでしょうか。
- ○3番(村山順次郎) クリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託の仕様書があって、陳情でも指摘がありますし、御担当の見解のところでもそういうものがあると。裁判でも提出されたというお話がありましたが、議会には示されている資料ではないと認識をしております。陳情では、発注図書と要求水準書を別々に調製するように読み取れる記載があったというふうな指摘があるので、実際のところ、後ほど提供いただきたい、これもできればお答えいただきたいのですが、どういうふうな記載があったのかというところです。
- ○技術課長(米持譲) 大変失礼いたしました。クリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託内に項目として、柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書作成業務というのがございます。また、もう1点、柳泉園組合長期包括運営管理事業アドバイザリー業務という委託の項目がございます。その中で、要求水準書は全て実施すべき施設運営、維持管理等の内容等において、本業務に求める条件等を取りまとめて作成するという項目において、先ほども申し上げましたが、長期包括委託審査委員会において、検討、審査され、経過を通して最終的に作成されますので、要求水準書としてまとめられた形で出ておるということでございます。
- ○3番(村山順次郎) 私のスタンスとしては、出来上がった要求水準書に問題があるというスタンスではないのです。一方で、今、陳情の審査の段階でございますので、御答弁があったとおり、仕様書上は発注図書を作る業務と要求水準書を作る業務ということで分かれて記載があったという御答弁だったと思うのですけれども、結果的にそれは適切な手続を経て、適切な要求水準書という形で調製をされたということですけれども、この段階で2つ作るよというふうに読み取れる仕様書になっていたものが、結果的に1つになった理由があれば、お示しいただきたいというのが質問でございます。
- ○技術課長(米持譲) 一緒になった理由なのですけれども、先ほどから申し上げている

とおり、長期包括委託審査委員会において、要求水準書につきましては検討、審査された 経過を通して最終的に作成されるということでございますので、そういう経過でまとめら れているということでございます。

○委員長(山崎美和) 3回目です。ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎美和) 以上をもって質疑等を終結いたします。

採決に入る前に、本陳情に係る討論についてお諮りいたします。

討論につきましては、本会議の場で行うことといたしたいと思いますが、これに御異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎美和) 御異議なしと認めます。よって、本陳情に係る討論は本会議で行うことに決しました。

これより陳情第2号「柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情」を採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○委員長(山崎美和) 挙手なしであります。よって、陳情第2号「柳泉園組合の説明と 議会による事実解明を求める陳情」を不採択することに決しました。

以上をもって本日の審査案件は全て終了いたしました。

これにて令和2年第1回廃棄物等処理問題特別委員会を閉会といたします。

午後 1時52分 閉会

柳泉園組合議会特別委員会条例第23条第1項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会特別委員会委員長 山 崎 美 和